

# 省令改正(案)及び液化石油ガス流通 WG の中間とりまとめ(案) に対するパブリックコメント

北海道生活協同組合連合会  
専務理事 平 照治

## ◆パブリックコメント募集に至った取組み到達点の総論評価

### 1. はじめに

昨年、3月に再開されたWGの論議は、1月29日の第8回WGで5回を重ね、2月9日の省令改正(案)及び液化石油ガス流通WGの中間とりまとめ(案)に対するパブリックコメント募集の到達点となりました。

この到達点は、LPガス取引の商慣行是正の取組の前進であり成果です。

ここに至るまでの、資源エネルギー庁事務局のご尽力及び関係行政機関・LPガス業界・事業者・消費者団体の皆様のご努力に敬意を表します。

LPガスは、災害時の活躍だけでなく、全国的に過疎化が進行している今日、世帯数の40%以上が利用している、生活に欠かせない重要な家庭用エネルギーですが、利用世帯率もLPガス消費量も下がっており、このままでは家庭用エネルギー競争時代を生きのこれません。この事態は事業者だけでなく消費者も望む状況ではありません。

LPガス事業が、消費者の信頼を回復し、地域に根差した事業として支持されるようになることを望み消費者の立場で意見を申し上げます。

## ◆省令改正分部に対する意見

### 【該当箇所1】改正省令案 P2～P3

#### (販売の方法の基準)十五の二

液化石油ガスの販売契約を締結しようとする……………中間省略……………又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

#### 【意見】

「提示するよう努めること。」の下線部分を「提示する。」に改める事

#### <理由>

WGでも報告されました、2022年12月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等の提示が進んでいません。2017年の液石法の一部改正が守られなかった反省を踏まえて、努力義務だけでは徹底できないと考えます。

### 【該当箇所2】改正省令案 9P

#### (経過措置第2条)

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

#### 【意見】

「適用しない」の下線部分を「施行から1年を経過した日から適用する。」に改める事

また、施行時点で締結済みのLPガス既存契約については、LPガス対応賃貸物件の賃貸契約更新時において、LPガス契約も新制度へ移行するものとする。を加えてください。

<理由>

契約の殆んどは既存契約であり、既存契約者の新制度への移行を促進しなければ、不公平な状態が続き、今後消費者の不利益な状況を放置することになりますので、歯止めの期間が必要です。施行から一年でも公布から丸二年の期間があり駆け込み契約増加の懸念があります。

**【該当箇所3】P9改正省令案**

**(経過措置第3条)**

**【意見】**

**「速やかに行うように努めるものとする。」の下線部分を「速やかに行わなければならない」に改める事**

<理由>

契約の殆んどは既存契約であり、新制度への移行を促進しなければ、今後長年に渡って消費者の不利益な状況を放置することになります。

**◆中間とりまとめ(案)に対する意見**

**【該当箇所1】中間まとめ(案)P17 及び液化石油ガス「改正省令案」の概要の最終行**

**(対応方針)**

・液石法令に、以下の規律を設け、罰則の対象とする。

**【該当箇所2】液化石油ガス「改正省令案」の概要の最終行**

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務に関わる規律については、「罰則規定のある条文に位置付ける。」

**【意見】(【該当箇所1】と【該当箇所2】に対する)**

パブリックコメント募集の中間とりまとめ(案)及び液化石油ガス「改正省令案」には、「罰則規定のある条文に位置付ける。」とあり、中間とりまとめ(案)の P17 欄外に該当する条文の記載が在るが、とても分かりづらい説明となっています。「中間とりまとめ(案)」本文に、「罰則規定のある条文に位置付ける。」との説明分の記載を追加してください。

<理由>

WG論議の中で、2017年の省令改正が守られなかった理由として、商慣行是正の取組の重要性が、社会に十分理解されていなかったことや罰則規定の有無が論議されました。今回の省令改正で、罰則既定を設ける事を理解してもらう事は、行政関係者・事業者・消費者にとって重要なことと考えます。

**【該当箇所3】P18、P19**

「三部料金制の徹底」(設備費用の外出し表示・計上禁止)について

**【意見】**

①「国交省から所管業界に対して、監督方針を示す文書を通じて、入居希望者への情報提供(料金情報等)を行うこと、もしLP事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨を注意啓発・

指導していくことが求められる」ことを記載してください。

②今後継続するWGの残された検討課題としてください。

<①の理由>

悪しき商慣行が長年放置されてきた要因の一つは、利害が一致し美味しい思いをしてきた二つの業界が存在することです。一つは、生活設備(テレビ・エアコン・ドアフォンなど)の無償貸与や紹介料をもらい、本来自分たちが負担しなければならない費用を入居者のLPガス料金に転嫁しているオーナーや不動産管理会社等ともう一つは無償貸与を条件に一度に多数の顧客確保が出来、費用はLPガス料金に転嫁して、美味しい思いをしているLPガス販売事業者です。この二つの業界への規制が必要です。

<②の理由>

悪しき商慣行の是正には、通報フォームで寄せられた事例の現状認識・改革課題・課題解決方法の制度化等について、商慣行是正の流れを良く知るWGのメンバーによる論議で決定していくことがより有効と考えます。

#### 【該当箇所4】P23 の下から 8 行目

「LP ガス事業者による過大な利益供与行為を抑止するには、その取引相手である不動産関係者や建設業者に対し、そうした利益供与を受け付けることがないよう周知していくことが重要である。」の記載について。

【意見】

「不動産管理会社や不動産仲介業者等の不動産関係者、建設業者にもLPガス事業者同様の規制をかけられるよう、宅建業法等の見直し等を検討していくことが求められる」ことを記載してください。

<理由>

悪しき商慣行が長年放置されてきた要因の一つは、利害が一致し美味しい思いをしてきた二つの業界が存在することです。一つは、生活設備(テレビ・エアコン・ドアフォンなど)の無償貸与や紹介料をもらい、本来自分たちが負担しなければならない費用を入居者のLPガス料金に転嫁しているオーナーや不動産管理会社等ともう一つは無償貸与を条件に一度に多数の顧客確保が出来、費用はLPガス料金に転嫁して、美味しい思いをしているLPガス販売事業者です。この二つの業界への規制が必要です。

#### 【該当箇所5】P20

「賃貸集合住宅等におけるLPガス料金等の情報提供」について

【意見】

- ①LP ガス料金等の入居希望者への情報提供(事前提示)は努力義務でなく、義務にしてください。
- ②「LP ガス料金の透明化の実効性確保のため、宅建業者が、宅建業法の重要事項説明を行う際に、必ず書面にて LP ガス料金、設備費用について説明を行っていくことが求められる」ことを記載してください。

<理由>

- ①LP ガス対応の賃貸住宅においては、「賃貸契約=LP ガス事業者との契約」となり消費者にとって

は、LP ガス事業者の選択自由が無い条件での契約となります。従って、賃貸契約締結の前に、同時契約となる LP ガス料金等の情報提供は、自由市場における消費者にとって基本的な知る権利の実現で基本的権利保障に繋がります。

②2022 年 12 月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、入居希望者への LP ガス料金等の事前情報の提示は、とても低い状況にあるからです。

#### 【該当箇所6】P21 以降

「制度見直しの実効性を確保するための方策」

#### 【意見】

①P24 中段の下「今後の取組としては、以下が予定されているが、本 WG 等における意見も踏まえ、更に踏み込んだ取組を進めていくことが期待される。」の「期待される」ではなく、「求められる」との記載にしてください。

#### <理由>

今回のWGで重ねられた論議では、既存契約者の新契約への移行ルールをはじめ、固めきれていない部分が少なからずあります。論議では、事務局より少ない情報の下で固めるのではなく、「通報フォーム」に寄せられた情報や「商慣行見直しにむけた取組宣言」の推進状況を「公開モニタリング」等で、評価・分析し、対策を重ねていく、その時には公開モニタリング参加者の知恵や省庁間連携の推進で実効性確保を高めたいとの「趣旨」が事務局より提案されています。「趣旨」には賛成です。関係者に求められる意識は、「期待」ではなく、「求められる」との強い表現が必要です。本気度合いが試されています。

#### 【該当箇所7】P21

監視・通報体制の整備

Ⅲ.商慣行是正に向けた対応方針(3)制度見直しの実効性確保するための方策

#### 【意見】

まず、「液石法令の違反行為を取り締まる体制整備が不可欠です。制度改正を踏まえ、資源エネルギー庁、各地域の経済産業局、そして自治体といった規制当局による立ち入り検査等の実務体制を整備していくことが求められる。」との表記があります。

検査等の実務体制の整備として下記事項に付いて見直しを行って下さい。

- ①検査体制の補強を行ってください。実態としてある四年に一度の検査頻度では、求められる商慣行是正が追い付きません。都道府県別の検査体制の実態調査と報告をお願いします。
- ②商慣行是正の検査マニュアルの作成と検査項目の統一し、WG・地方懇談会等で進捗状況が地域別・規模別に評価・分析でき、対策協議が出来るようにしてください。
- ③検査担当者研修の教本と研修 DV 等の作成で、全国统一研修を実施して下さい。

#### <理由>

政令都市札幌市の検査担当者からの聞き取り調査では、人員不足で検査は四年に一度しかできていないこと。保安業務検査マニュアルと検査官の研修の教本はあるが、商慣行是正の検査マニュアルと教本は整備されていなく、新任の検査官は何をやったらいいの

か、わからない状態とのことでした。

2017年の省令改正とガイドラインを「守らせられなかった行政」の反省点としてやりきることが重要です。現行は、検査からは商慣行是正の取組推進状況が見えていませんし、対策も打てない状況です。

## 【該当箇所 8】P23

関係省庁と連携した取組

P25の本WGにおける指摘事項、P26の消費者委員会における指摘事項

### 【意見】

実効性確保に向けて、指摘事項で特に強調したいことは以下の通りです。

#### ・資源エネルギー庁

- ①検査活動に必要な、体制整備・マニュアル整備・人材育成を地方行政と連携して実行
- ②「通報フォーム」「取組宣言」の推進状況の集約・分析を地域別・事業規模別に行い、情報を広く開示すること
- ③前記②で得られた情報を公開モニタリングに提起し、参加者の知恵で対策について協議し、実効性確保を推進すること
- ④省庁間連携の旗振り役を積極的に果たす事

#### ・国土交通省

- ①賃貸物件における入居希望者に対し事前のLPガス料金等の情報提供を徹底すること
- ②宅建業法の重要説明を行う際に、宅建業者に書面にてLPガス料金や設備費用の説明を義務化する措置を行うこと
- ③国交省版のWGを開催し、エネ庁のWG活動との関係を進めてください。

#### ・公正取引委員会

- ①1999年にLPガス料金実態調査を行って24年が経とうとしています。当時懸念した過大投資強要・過大営業行為等がさらに拡大しています。再調査を実施すること

#### ・消費者庁

- ①次期消費者基本計画に、LPガス問題を位置づけること
- ②LPガス問題についての、消費者教育・啓蒙活動が遅れています。ツール開発を含め消費者団体等と連携し推進すること
- ③契約に必要な情報提供・説明なしで結ばれる賃貸物件におけるLPガス契約実態は、特商法違反にならないかの検証を行ってください。

#### ・LPガス事業者(業界団体)

- ①消費者に分かりやすいLPガス料金等の情報提供の徹底
- ②一部業者の抜け駆けを許さない、業界の体質づくり、意識改革の推進
- ③地域に根差し・消費者に支持される、LPガス事業に向けた、ビジョンの提示

#### ・消費者団体

- ①LPガス問題のきっかけとなった調査活動の継続と公開モニタリングへの参加
- ②LPガス問題商慣行是正にむけて、行政・事業者・マスコミ等への働きかけ

③LP ガス問題の消費者啓もう活動用のパンフレットや自己チェックシート作成・普及

<理由>

この間重ねてきました、WGの論議の中で、実効性確保に向けた重要事項と感じた項目です。